

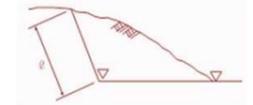
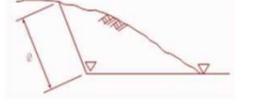
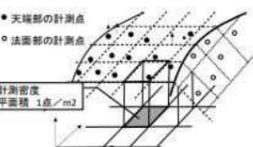
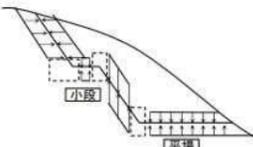
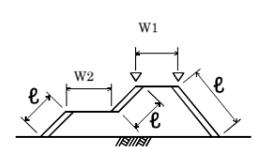
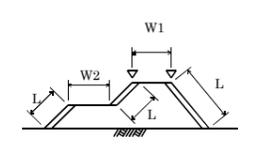
出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

出来形管理基準及び規格値

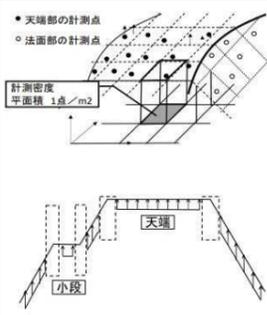
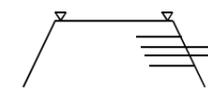
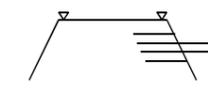
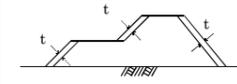
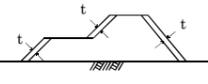
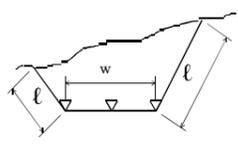
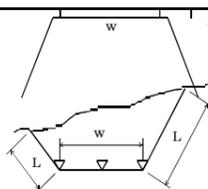
改定(令和7年4月)	現行(平成28年7月)	改訂理由
<p>土木工事施工管理基準 7. その他 (2)情報化施工 10,000m³以上の土工の出来形管理については、「情報化施工技術の使用原則化について」(平成25年3月15日付け国官技第291号、国総公第133号)による。ただし、「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」は「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編」に読み替えるものとし、「TSを用いた出来形管理の監督・検査要領(河川土工編)」及び「TSを用いた出来形管理の監督・検査要領(道路土工編)」は「TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)」に読み替えるものとする。</p> <p>(3)3次元データによる出来形管理 ICT施工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定によるものとする。 なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。</p> <p>(4)施工箇所が点在する工事 施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎に測定(試験)基準を設定するものとする。 なお、これにより難しい場合は工事監督員と協議しなければならない。</p>	<p>土木工事施工管理基準 7. その他 (2)情報化施工 土工の出来形管理については、「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」(平成24年3月29日付け国官技第347号、国総公第85号)の規定によることができるものとする。</p> <p>(3)3次元データによる出来形管理 土工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、工事着工前に工事監督員と協議するものとする。 なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。</p>	<p>「情報化施工技術の使用原則化について」に修正</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に修正</p> <p>新規追加</p>

出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

出来形管理基準及び規格値
単位: mm

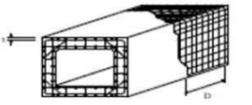
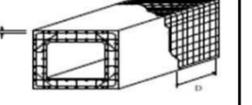
改定(令和7年4月)							現行(平成28年7月)							改定理由													
編	章	節	条	枝	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節		条	枝	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要					
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2	2	掘削工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、掘削部の両端で測定。				1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2	掘削工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」(平成24年3月29日付け国官技第347号、国総公第85号)の規定による場合は、設計図書の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。				「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に修正				
						法長ℓ	ℓ<5m -200 ℓ≥5m 法長-4%										法長L	ℓ<5m -200 ℓ≥5m 法長-4%									
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2	2	掘削工 (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。																	新規追加		
						平場	標高較差																			±50	±150
						法面(小段含む)	水平または標高較差																			±70	±160
						法面(軟岩I)(小段含む)	水平または標高較差																			±70	±330
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2	3	掘削工 (水中部) (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m(平面投影面積当たり)以上とする。																	新規追加		
						平場	標高較差																			±50	±300
						法面(小段含む)	水平または標高較差																			±70	±300
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	3	1	盛土工	基準高▽	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は各法肩で測定。				1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	3	1	盛土工	基準高▽	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」(平成24年3月29日付け国官技第347号、国総公第85号)の規定による場合は、設計図書の測点毎。基準高は各法肩で測定。						「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に修正	
						法長ℓ	ℓ<5m -100 ℓ≥5m 法長-2%											法長L	ℓ<5m -100 ℓ≥5m 法長-2%								
						幅 w1, w2	-100											幅 w1, w2	-100								

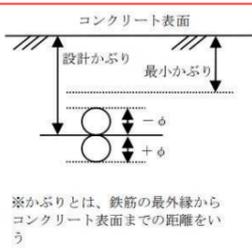
出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

改定(令和7年4月)										現行(平成28年7月)																						
編	章	節	条	枝	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	改定理由										
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	3	2	盛土工 (面管理の場合)	平場	標高較差	-50	-150	 <p>・天端部の計測点 ○法面部の計測点 計測密度 平面積 1点/m²</p>		1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	3	2	盛土工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高▽	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	4	盛土工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高▽	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に修正
						厚さ t	-50		厚さ t									-50														
						控え長さ	設計値以上		控え長さ									設計値以上														
						※ただし、ここでの勾配は、鉛直方向の長さ11に対する、水平方向の長さXをX割と表したものの																										
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	5		法面整形工(盛土部)	厚さ t	※-30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、法の中で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎、基準高は各法肩で測定。			1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	5		法面整形工(盛土部)	厚さ t	※-30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、法の中で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。			1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	5	法面整形工(盛土部)	厚さ t	※-30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、法の中で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に修正		
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2	1	掘削工	基準高▽	±50	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎、基準高は各法肩で測定。			1 共通編	2 土工	4 道路土工	2		掘削工	基準高▽	±50	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」(平成24年3月29日付け国官技第347号、国総公第85号)の規定による場合は、設計図書の測点毎、基準高は道路中心線及び端部で測定。			1 共通編	2 土工	4 道路土工	2	掘削工	基準高▽	±50	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「TSを用いた出来形管理要領(土工編)」(平成24年3月29日付け国官技第347号、国総公第85号)の規定による場合は、設計図書の測点毎、基準高は道路中心線及び端部で測定。	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に修正		
						法長ℓ	ℓ<5m										-200	法長L									ℓ<5m	-200				
							ℓ≥5m										法長-4%										ℓ≥5m	法長-4%				
						幅 w	-100											幅 w									-100					

出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

出来形管理基準及び規格値
単位:mm

改定(令和7年4月)						現行(平成28年7月)						改定理由															
編	章	節	条	枝	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編		章	節	条	枝	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要					
1	3	7	4	7	鉄筋工	平均間隔 d	±φ	$d = \frac{D}{n-1}$			1 共通編	3	7	4	7	鉄筋工	平均間隔 d	±φ	$D = \frac{D}{n-1}$			1 共通編	3	7	4	7	鉄筋工
						かぶり t	±φかつ最小かぶり以上										D : n本間の延長 n : 10本程度とする φ : 鉄筋径	D : n本間の延長 n : 10本程度とする φ : 鉄筋径									
組立て						組立て						文章表現の修正 かぶり図面の追加															
工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書(設計編:標準7編2章2.1)参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書(IIIコンクリート橋・コンクリート部材編 5.2)による。						工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書(設計編:標準7編2章2.1)参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書(IIIコンクリート橋編6.6)による。																					
注1) 重要構造物かつ主鉄筋について適用する。						注1) 重要構造物かつ主鉄筋について適用する。																					
注2) 橋梁コンクリート床版桁(PC橋含む)の鉄筋については、第3編3-2-18-2床版工を適用する。						注2) 橋梁コンクリート床版桁(PC橋含む)の鉄筋については、第3編3-2-18-2床版工を適用する。																					
注3) 新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工および重要構造物である中空断面積25㎡以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外)の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。						注3) 新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工および重要構造物である中空断面積25㎡以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外)の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。																					



出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

出来形管理基準及び規格値
単位: mm

改定(令和7年4月)						現行(平成28年7月)												
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	29 3	側溝工 (暗渠工)	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの 場合は50m)につき1ヶ所。延長 40m(又は50m)以下のものは1 施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)」の規定による 測点の管理方法を用いることが できる。 1施工箇所毎 ただし、「3次元計測技術を用い た出来形管理要領(案)」の規定 により管理を行う場合は、延長の 変化点で測定。		3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	29 3	側溝工 (暗渠工)	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの 場合は50m)につき1ヶ所。延長 40m(又は50m)以下のものは1 施工箇所につき2ヶ所。		「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領(案)」を追加
				幅 w1, w2	-50	幅 w1, w2							-50					
				深 さ h	-30	深 さ h							-30					
				延 長 L	-200	延 長 L							-200					
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	30	集水樹工	基準高▽	±30	1ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合 厚さ以外の測定項目について は、「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領(案)」の規定によ る測点の管理方法を用いること ができる。		3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	30	集水樹工	基準高▽	±30	1ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合		「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領(案)」を追加
				※厚さ t1~t5	-20	※厚さ t1~t5							-20					
				※幅 w1, w2	-30	※幅 w1, w2							-30					
				※高さ h1, h2	-30	※高さ h1, h2							-30					
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	4 基礎 工	3 1	基礎工(護岸) (現場打)	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの 場合は50m)につき1ヶ所、延長 40m(又は50m)以下のものは1 施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)」に基づき出来 形管理を実施する場合は、同要 領に規定する計測精度・計測密 度を満たす計測方法により出来 形管理を実施することができる。		3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	4 基礎 工	3 1	基礎工(護岸) (現場打)	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの 場合は50m)につき1ヶ所、延長 40m(又は50m)以下のものは1 施工箇所につき2ヶ所。		「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領(案)」を追加
				幅 w	-30	幅 w							-30					
				高 さ h	-30	高 さ h							-30					
				延 長 L	-200	延 長 L							-200					
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	4 基礎 工	3 2	基礎工(護岸) (プレキャスト)	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの 場合は50m)につき1ヶ所、延長 40m(又は50m)以下のものは1 施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)」の規定による 測点の管理方法を用いることが できる。		3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	4 基礎 工	3 2	基礎工(護岸) (プレキャスト)	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの 場合は50m)につき1ヶ所、延長 40m(又は50m)以下のものは1 施工箇所につき2ヶ所。		「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領(案)」を追加
				延 長 L	-200	延 長 L							-200					
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	4 基礎 工	4 1	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向(道路線形方 向、橋軸方向等)とそれに直交す る横断方向の2方向で測定。 「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)」に基づき出来 形管理を実施する場合は、同要 領に規定する計測精度・計測密 度を満たす計測方法により出来 形管理を実施することができる。		3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	4 基礎 工	4 1	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。		傾斜項目追加 「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領(案)」を追加
				根入長	設計値以上	根入長							設計値以上					
				偏心量 d	D/4以内かつ100以内	偏心量 d							D/4以内かつ100以内					
				傾 斜	1/100以内	傾 斜							1/100以内					
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	4 基礎 工	4 2	既製杭工 (鋼管ソイルセメント杭)	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)」に基づき出来 形管理を実施する場合は、同要 領に規定する計測精度・計測密 度を満たす計測方法により出来 形管理を実施することができる。		3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	4 基礎 工	4 2	既製杭工 (鋼管ソイルセメント杭)	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。		「3次元計測技術を用いた出 来形管理要領(案)」を追加
				根入長	設計値以上	根入長							設計値以上					
				偏心量 d	100以内	偏心量 d							100以内					
				傾 斜	1/100以内	傾 斜							1/100以内					
				杭 径 D	設計値以上	杭 径 D							設計値以上					

出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

出来形管理基準及び規格値
単位: mm

改定(令和7年4月)										現行(平成28年7月)												
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	4 基礎 工	5	場所打杭工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向(道路線形方向、橋軸方向等)とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	4 基礎 工	5	場所打杭工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。		傾斜項目追加 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」を追加				
					根入長	設計値以上								根入長	設計値以上							
					偏心量 d	100以内								偏心量 d	100以内							
					傾斜	1/100以内								傾斜	1/100以内							
					杭径 D	設計径(公称径)-30以上								杭径 D	設計径(公称径)-30以上							
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	4 基礎 工	6	深礎工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向(道路線形方向、橋軸方向等)とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 ※ライナープレートの場合はその内径、補強リングを必要とする場合は補強リングの内径とし、モルタルライニングの場合はモルタル等の土留め構造の内径にて測定。		3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	4 基礎 工	6	深礎工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。		径と傾斜について確認追加				
					根入長	設計値以上								根入長	設計値以上							
					偏心量 d	150以内								偏心量 d	150以内							
					傾斜	1/50以内								傾斜	1/50以内							
					基礎径D	設計径(公称径)以上※																
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	5 石・ブ ロック 積(張)工	3	1	コンクリートブロック工(コンクリートブロック積)(コンクリートブロック張り)	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	5 石・ブ ロック 積(張)工	3	1	コンクリートブロック工(コンクリートブロック積)(コンクリートブロック張り)	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。厚さは上端部及び下端部の2箇所を測定。		「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」を追加		
						法長 l	l < 3m									-50	法長 φ				φ < 3m	-50
							l ≥ 3m									-100					φ ≥ 3m	-100
							厚さ(ブロック積張) t1									-50					厚さ(ブロック積張) t1	-50
							厚さ(裏込) t2									-50					厚さ(裏込) t2	-50
							延長 L									-200					延長 L	-200
						3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工									5 石・ブ ロック 積(張)工	3				2	コンクリートブロック工(連節ブロック張り)
法長 l	-100	法長 φ	-100																			
延長 L1, L2	-200	延長 L1, L2	-200																			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	5 石・ブ ロック 積(張)工	3	3	コンクリートブロック工(天端保護ブロック)	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	5 石・ブ ロック 積(張)工	3	3	コンクリートブロック工(天端保護ブロック)	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」を追加		
						幅 w	-100									幅 w	-100					
						延長 L	-200									延長 L	-200					

出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

出来形管理基準及び規格値
単位: mm

改定(令和7年4月)										現行(平成28年7月)																		
編	章	節	条	枝	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要	改定理由
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10)												個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10)					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下											中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
3	2	6	7	7	アスファルト舗装工(加熱アスファルト安定処理工)	厚さ 幅	-15 -50	-20 -50	-5 —	-7 —	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000mに1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書に示す測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3	2	6	7	4	アスファルト舗装工(加熱アスファルト安定処理工)	厚さ 幅	-15 -50	-20 -50	-5 —	-7 —	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000mに1個の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	幅の規定追加。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」を追加		
3	2	6	7	8	アスファルト舗装工(加熱アスファルト安定処理工)(面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	新規定追加															
3	2	6	7	9	アスファルト舗装工(基層工)	厚さ 幅	-9 -25	-12 -25	-3 —	-4 —	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000mに1個の割でコアーを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3	2	6	7	5	アスファルト舗装工(基層工)	厚さ 幅	-9 -25	-12 -25	-3 —	-4 —	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000mに1個の割でコアーを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コアー採取について 橋面舗装等でコアー採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	幅の規定追加。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」を追加		

出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

出来形管理基準及び規格値
単位: mm

改定(令和7年4月)														現行(平成28年7月)																			
編	章	節	条	枝	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要	改定理由					
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X/10)												個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X/10)										
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下											中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下									
3	2	6	8	9	半たわみ性舗装工(基層工)	厚さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	3	2	6	8	5	半たわみ性舗装工(基層工)	厚さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。								幅の規定追加。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」を追加
						幅	-25	-25	-	-									幅	-25	-25	-	-										
3	2	6	8	10	半たわみ性舗装工(基層工)(面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。																				新規追加	
						平坦性	-	-	-	-																							平坦性
3	2	6	8	11	半たわみ性舗装工(表層工)	厚さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	3	2	6	8	6	半たわみ性舗装工(表層工)	厚さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。								幅の規定追加。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」を追加
						幅	-25	-25	-	-									幅	-25	-25	-	-										
3	2	6	8	12	半たわみ性舗装工(表層工)(面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。																				新規追加	
						平坦性	-	-	-	-																							平坦性

出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

出来形管理基準及び規格値
単位: mm

改定(令和7年4月)														現行(平成28年7月)																		
編	章	節	条	枝	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要	改定理由				
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X/10)												個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X/10)									
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下											中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下								
3	2	6	9	9	排水性舗装工(基層工)	厚さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000mに1個の割でコアを採取して測定。 ただし、幅は設計図書測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	3	2	6	9	5	排水性舗装工(基層工)	厚さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000mに1個の割でコアを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。							幅の規定追加。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」を追加
						幅	-25	-25	-	-									幅	-25	-25	-	-									
3	2	6	9	10	排水性舗装工(基層工)(面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。																	新規追加			
3	2	6	9	11	排水性舗装工(表層工)	厚さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1000mに1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	3	2	6	9	6	排水性舗装工(表層工)	厚さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1箇所の割とし、厚さは、1000mに1個の割でコアを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。						幅の規定追加。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」を追加	
						幅	-25	-25	-	-									幅	-25	-25	-	-									平坦性
3	2	6	9	12	排水性舗装工(表層工)(面管理の場合)	厚さ	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。																	新規追加			
						幅																								平坦性	-	3m70フィルムター(σ)2.4mm以下直読式(足付き)(σ)1.75mm以下

出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

出来形管理基準及び規格値
単位: mm

改定(令和7年4月)													現行(平成28年7月)																	
編	章	節	条	枝	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要	改定理由		
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X/10)												個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X/10)							
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下											中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下						
3	2	6	11	5	グーアスファルト舗装工(表層工)	厚さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡毎に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。小規模工事とは、中規模以上の工事を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3	2	6	11	3	グーアスファルト舗装工(表層工)	厚さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡毎に1個の割でコアを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。小規模工事とは、中規模以上の工事を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。					
						幅	-25	-25	-	-									3mプロファイルメータ(σ)2.4mm以下直読式(足付き)(σ)1.75mm以下											
						平坦性	-	-	-	-																				
3	2	6	9	6	グーアスファルト舗装工(表層工)(面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。小規模工事とは、中規模以上の工事を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。																		
						平坦性	-	-	-	-																				3mプロファイルメータ(σ)2.4mm以下直読式(足付き)(σ)1.75mm以下
						厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3																				
3	2	6	12	1	コンクリート舗装工(下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	-	-	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の見地に延び延長80m以下の間隔で測定することができる。「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X/10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3	2	6	12	1	コンクリート舗装工(下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	-	-	基準高は延長40m毎に1箇所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線200m毎に1箇所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1箇所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X/10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。					
						厚さ	-45	-45	-15	-15																				
						幅	-50	-50	-	-																				
3	2	6	12	2	コンクリート舗装工(下層路盤工)(面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40	+50	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。																		
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40	+50																				
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40	+50																				

出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

出来形管理基準及び規格値
単位: mm

改定(令和7年4月)										現行(平成28年7月)																		
編	章	節	条	枝	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所	摘要	改定理由
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10)												個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10)					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下											中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
3	2	6	12	19	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚さ	-15	-4.5	厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定、平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。 ただし、幅は設計図書測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3	2	6	12	10	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚さ	-15	-4.5	厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定、平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	幅の規定追加。							
						幅	-35	-																				
						平坦性	-	-																				
						目地段差	±2										隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。											
3	2	6	12	20	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-32	-4.5	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3	2	6	12	20	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚さあるいは標高較差	-32	-4.5	幅の規定追加。								
						平坦性	-	-																				
						目地段差	±2										隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。											
						目地段差	±2										隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。											
3	2	6	13	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3	2	6	13	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」を追加							
						厚さ	-45	-15																				
						幅	-50	-																				
						幅	-50	-																				
3	2	6	13	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-30	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3	2	6	13	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-30	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」を追加							
						幅	-50	-																				
						幅	-50	-																				
						幅	-50	-																				

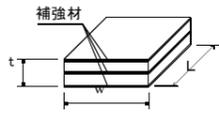
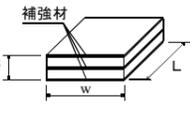
出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

出来形管理基準及び規格値
単位: mm

改定(令和7年4月)										現行(平成28年7月)															
編	章	節	条	枝	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	改定理由			
3	2	7	2	2	路床安定処理工	基準高▽	±50	延長40m毎に1ヶ所の割で測定。基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、天端幅w、天端延長Lを確認(実測は不要)。			3	2	7	2	2	路床安定処理工	基準高▽	±50	延長40m毎に1ヶ所の割で測定。基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。			「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」を追加			
						施工厚さ t	-50										幅 w	-100					延長 L	-200	
3	2	7	4	2	表層安定処理工 (ICT施工の場合)	基準高▽	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に記載の全体改良平面図を用いて天端幅w、天端延長Lを確認(実測は不要)													新規追加				
						法長 l	-500															天端幅 w	-300	天端延長 L	-500
3	2	7	9	2	固結工 (スラリー攪拌工) 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)第8編 固結工(スラリー攪拌工)編」による管理の場合	基準高▽	0以上	杭芯位置管理表により基準高を確認 全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯位置と施工した杭芯位置との距離を確認 工事毎に1回 施工前の攪拌翼の寸法実測により確認(掘起しによる実測確認は不要) 全本数 施工履歴データから作成した杭打設結果表により確認(残尺計測による確認は不要)													新規追加				
						位置	D/8以内																		
						杭径D	設計値以上																		
						改良長L	設計値以上																		
3	2	7	9	3	固結工 (中層混合処理)	基準高▽	設計値以上	1,000?~4,000?につき1ヶ所、または施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。 1,000?以下、又は施工延長40m(50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 施工厚さは施工時の改良深度確認を出来形とする。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、幅w、延長Lを確認(実測は不要)。													新規追加				
						施工厚さt	設計値以上																		
						幅w	設計値以上																		
						延長L	設計値以上																		
3	2	10	10	10	地中連続壁工 (柱列式)	基準高▽	±50	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。延長40m(又は50m)以下のものについては1施工箇所につき2ヶ所。 変位は施工延長20m(測点間隔25mの場合は25m)につき1ヶ所。延長20m(又は25m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			3	2	10	10	地中連続壁工(柱列式)	基準高▽	±50	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。延長40m(又は50m)以下のものについては1施工箇所につき2ヶ所。 変位は施工延長20m(測点間隔25mの場合は25m)につき1ヶ所。延長20m(又は25m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			表現の統一				
						連壁の長さ l	-50									変位 d	D/4以内					壁体長 L	-200		

出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

出来形管理基準及び規格値
単位: mm

改定(令和7年4月)										現行(平成28年7月)																
編	章	節	条	枝	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	改定理由				
3	2	12	1	1	1	製造費 (金属支承工)	上沓の橋軸及び直角方向の長さ寸法	JIS B 0403-1995 CT13	製品全数を測定。 ※1)ガス切断寸法を準用する ※2)片面のみの削り加工の場合も含む。 ※3)ソールプレートの接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用するものとする。 ※4)全移動量分の遊間が確保されているのかを要する。 ※5)組立て後に測定 詳細は道路橋支承便覧参照			3	2	12	1	1	製造費(金属支承工)	上沓の橋軸及び直角方向の長さ寸法	JIS B 0403 CT13	製品全数を測定。 ※1)片面削り加工も含む。 ※2)ただし、ソールプレート接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用する。			表現の統一 JIS番号の追記 新規追加			
							全移動量 l ※4	$l \leq 300\text{mm}$										± 2	組立高さ H コンクリート構造用					$H \leq 300\text{mm}$	± 3	
								$l > 300\text{mm}$										$\pm l/100$						$H > 300\text{mm}$	($H/200+3$) 小数点以下切り捨て	
							普通寸法	鑄放し長さ寸法 ※2)、※3)										JIS B 0403-1995 CT14	幅 w 長さ L 直径 D					$w, L, D \leq 500$	0~+5	
								鑄放し肉厚寸法※2)										JIS B 0403-1995 CT15						$500 < w, L, D \leq 1500\text{mm}$	0~+1%	
								削り加工寸法										JIS B 0405-1991 粗級						$1500 < w, L, D$	0~+15	
								ガス切断寸法										JIS B 0417-1979 B級						$t \leq 20\text{mm}$	± 0.5	
							組立高さ H	コンクリート構造用										$H \leq 300\text{mm}$	± 3					厚さ t	$20 < t \leq 160$	$\pm 2.5\%$
																		$H > 300\text{mm}$	($H/200+3$) 小数点以下切り捨て						$160 < t$	± 4
								普通寸法										鑄放し長さ寸法 ※1)、※2)	JIS B 0403 CT14						平面度	1
普通寸法	鑄放し肉厚寸法※1)	JIS B 0403 CT15																								
普通寸法	削り加工寸法	JIS B 0405 粗級																								
普通寸法	ガス切断寸法	JIS B 0417 B級																								
3	2	12	1	2	2	製造費 (大型ゴム支承工)	幅 w 長さ L 直径 D	$w, L, D \leq 500$	0~+5	製品全数を測定。 平面度: 1個のゴム支承の厚さ(t)の最大相対誤差 詳細は道路橋支承便覧参照		3	2	12	1	2	製造費(大型ゴム支承工)	幅 w 長さ L 直径 D	$w, L, D \leq 500$	0~+5	製品全数を測定。 平面度: 1個のゴム支承の厚さ(t)の最大相対誤差		表現の統一 新規追加			
							厚さ t	$20 < t \leq 160$	$\pm 2.5\%$									相対誤差	$1,000\text{mm} < w, L, D$	(w, L, D)/ 1,000						
								$160 < t$	± 4																	
								平面度	1																	

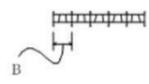
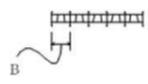
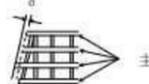
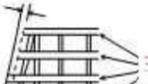
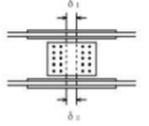
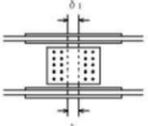
出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

出来形管理基準及び規格値
単位: mm

改定(令和7年4月)										現行(平成28年7月)																																							
編	章	節	条	枝	工種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝	工種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要	改定理由																									
								鋼桁等	トラス・アーチ等											鋼桁等	トラス・アーチ等																												
3	2	12	3	3	桁製作工 (鋼製堰堤製作工 (仮組立時))	部材の水平度	10	全数を測定。				3	2	12	3	3	桁製作工 (鋼製堰堤製作工(仮組立時))	部材の水平度	10	全数を測定。				3	2	12	3	3	桁製作工 (鋼製堰堤製作工(仮組立時))	部材の水平度	10	全数を測定。			図の新規追加														
						堤長L	±30											堤長L	±30											堤長L	±30					堤長L	±30												
						堤長ℓ	±10											堤長ℓ	±10											堤長ℓ	±10																		
						堤幅W	±30											堤幅W	±30											堤幅W	±30																		
						堤幅w	±10											堤幅w	±10											堤幅w	±10																		
						高さH	±10											高さH	±10											高さH	±10																		
						ベースプレートの高さ	±10											ベースプレートの高さ	±10											ベースプレートの高さ	±10																		
						本体の傾き	±H/500											本体の傾き	±H/500											本体の傾き	±H/500																		
						3	2	13										橋梁架設工	架設工(鋼橋) (クレーン架設) (ケーブルクレーン架設) (ケーブルエレクション架設) (架設桁架設) (送出し架設) (トラベラークレーン架設)	全長L(m) 支間長Ln(m)	±(20+L/5) ±(20+Ln/5)									各桁毎に全数測定。		3-2-13	3			2	13	橋梁架設工	架設工(鋼橋) (クレーン架設) (ケーブルクレーン架設) (ケーブルエレクション架設) (架設桁架設) (送出し架設) (トラベラークレーン架設)	全長L(m) 支間長Ln(m)	±(20+L/5) ±(20+Ln/5)	各桁毎に全数測定。			3	2	13	橋梁架設工	架設工(鋼橋) (クレーン架設) (ケーブルクレーン架設) (ケーブルエレクション架設) (架設桁架設) (送出し架設) (トラベラークレーン架設)
通り δ (mm)	±(10+2L/5)	L: 主桁・主構の支間長(m)			3					2	13	橋梁架設工	架設工(鋼橋) (クレーン架設) (ケーブルクレーン架設) (ケーブルエレクション架設) (架設桁架設) (送出し架設) (トラベラークレーン架設)	通り δ (mm)	±(10+2L/5)	L: 主桁・主構の支間長(m)																																	
そり δ (mm)	±(25+L/2)	主桁、主構を全数測定。 L: 主桁・主構の支間長(m)													3	2	13				橋梁架設工	架設工(鋼橋) (クレーン架設) (ケーブルクレーン架設) (ケーブルエレクション架設) (架設桁架設) (送出し架設) (トラベラークレーン架設)	そり δ (mm)	±(25+L/2)	主桁、主構を全数測定。 L: 主桁・主構の支間長(m)																								

出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

出来形管理基準及び規格値
単位: mm

改定(令和7年4月)										現行(平成28年7月)																
編	章	節	条	枝	工種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝	工種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要	改定理由		
								鋼桁等	トラス・アーチ等											鋼桁等	トラス・アーチ等					
						※主桁、主構の中心間距離B(m)	$\pm 4 \dots B \leq 2$ $\pm (3+B/2) \dots B > 2$											※主桁、主構の中心間距離B(m)	$\pm 4 \dots B \leq 2$ $\pm (3+B/2) \dots B > 2$							
						※主桁の橋端における出入差δ(mm)	±10											※主桁の橋端における出入差δ(mm)	設計値 ±10					表現の統一		
						※主桁、主構の鉛直度δ(mm)	3+h/1000											※主桁、主構の鉛直度δ(mm)	3+h/1000							
						※現場継手部のすき間δ1, δ2(mm)	±5											※現場継手部のすき間δ1, δ2(mm)	設計値 ±5					表現の統一		
											※は仮組立検査を実施しない工事に適用。															
※規格値のL, Bに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主げた、主構の鉛直度δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。												※規格値のL, Bに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主桁、主構の鉛直度δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。												表現の統一		

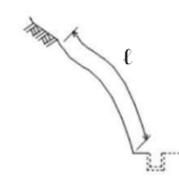
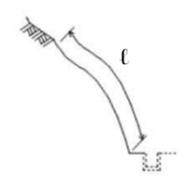
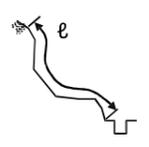
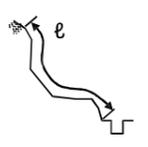
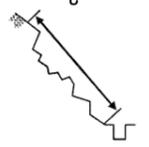
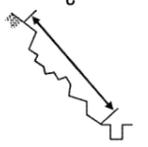
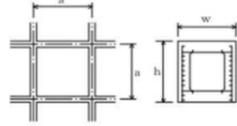
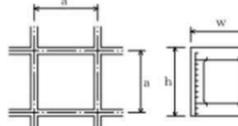
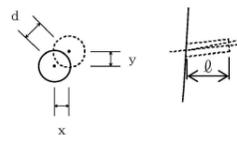
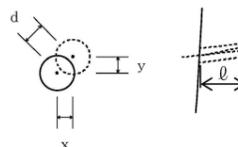
出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

出来形管理基準及び規格値
単位: mm

改定(令和7年4月)										現行(平成28年7月)																				
編	章	節	条	枝	工種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝	工種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要	改定理由						
								鋼桁等	トラス・アーチ等											鋼桁等	トラス・アーチ等									
3	2	14	2	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生土工) (人工張芝工) (植生穴工)	切土法長 ℓ	ℓ<5m	-200	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。				3	2	14	2	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生土工) (人工張芝工) (植生穴工)	切土法長 ℓ	ℓ<5m	-200	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。				「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」を追加				
							ℓ≥5m	法長の-4%																						
						盛土法長 ℓ	ℓ<5m	-100																						
							ℓ≥5m	法長の-2%																						
延長L		-200	1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		延長L		-200	1施工箇所毎																						
3	2	14	2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法長 ℓ	ℓ<5m	-200	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。				3	2	14	2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法長 ℓ	ℓ<5m	-200	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。				「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」を追加				
							ℓ≥5m	法長の-4%																						
						厚さ t	t<5cm	-10																						
							t≥5cm	-20																						
						延長L		-200											1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		延長L						-200	1施工箇所毎		
																			施工面積200㎡につき1ヶ所、面積200㎡以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。 検査孔により測定。									施工面積200㎡につき1ヶ所、面積200㎡以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。 検査孔により測定。		
			ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。					ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。																						

出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

出来形管理基準及び規格値
単位: mm

改定(令和7年4月)										現行(平成28年7月)																		
編	章	節	条	枝	工程	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝	工程	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要	改定理由				
								鋼桁等	トラス・アーチ等											鋼桁等	トラス・アーチ等							
3	2	14	3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	法長 l	$l < 3m$	-50	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。				3	2	14	3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	法長 l	$l < 3m$	-50	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。				「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」を追加		
							$l \geq 3m$	-100																				
						厚さ t	$t < 5cm$	-10	200㎡につき1ヶ所以上、200㎡以下は2ヶ所をせん孔により測定。										厚さ t	$t < 5cm$	-10	200㎡につき1ヶ所以上、200㎡以下は2ヶ所をせん孔により測定。						
							$t \geq 5cm$	-20												$t \geq 5cm$	-20							
延長 L						-200	1施工箇所毎		延長 L		-200	1施工箇所毎																
3	2	14	4	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長 l	$l < 10m$	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。				3	2	14	4	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長 l	$l < 10m$	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。				「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」を追加		
							$l \geq 10m$	-200																				
						幅 w													-30	枠延長100mにつき1ヶ所、枠延長100m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	幅 w		-30				枠延長100mにつき1ヶ所、枠延長100m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	
						高さ h													-30	計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	高さ h		-30					
						枠中心間隔 a													± 100		枠中心間隔 a		± 100					
						延長 L													-200	1施工箇所毎	延長 L		-200				1施工箇所毎	
3	2	14	4	2	法枠工 (プレキャスト法枠工)	法長 l	$l < 10m$	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			3	2	14	4	2	法枠工 (プレキャスト法枠工)	法長 l	$l < 10m$	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			表現の統一				
							$l \geq 10m$	-200																				
						延長 L												-200	1施工箇所毎	延長 L					-200	1施工箇所毎		
3	2	14	6		アンカー工	削孔深さ l	設計値以上	全数	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$			3	2	14	6		アンカー工	削孔深さ l	設計値以上	全数	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$							
						配置誤差 d	100											配置誤差 d	100									
						せん孔方向 θ	± 2.5 度											せん孔方向 θ	± 2.5 度									

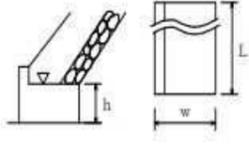
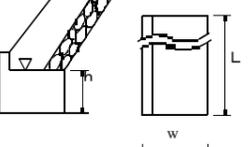
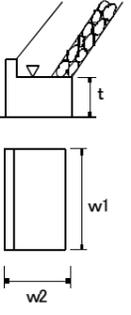
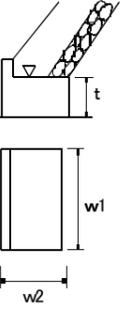
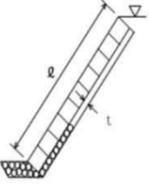
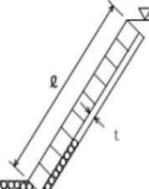
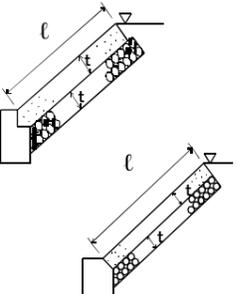
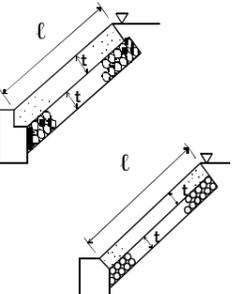
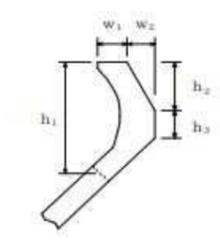
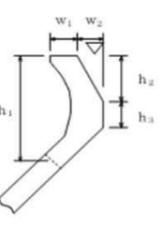
出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

出来形管理基準及び規格値
単位: mm

改定(令和7年4月)										現行(平成28年7月)																	
編	章	節	条	枝	工程	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝	工程	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要	改定理由			
								鋼桁等	トラス・アーチ等											鋼桁等	トラス・アーチ等						
3	2	15	1		(一般事項) 場所打擁壁工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	w1 h w2	3	2	15	1		(一般事項) 場所打擁壁工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	w1 h w2	3	2	15	1		「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」を追加		
						厚さt	-20									厚さt	-20										
						裏込厚さ	-50									裏込厚さ	-50										
						幅 w1, w2	-30									幅 w1, w2	-30										
						高さh	h<3m									-50	高さh									h<3m	-50
							h≥3m									-100										h≥3m	-100
		延長L	-200	1施工箇所毎	延長L	-200	1施工箇所毎																				
3	2	15	2		プレキャスト擁壁工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	3	2	15	2		プレキャスト擁壁工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	3	2	15	2		「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」を追加				
						延長L	-200								延長L	-200											
3	2	15	3		補強土壁工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	3	2	15	3		補強土壁工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	3	2	15	3		「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」を追加				
						高さh	h<3m								-50	高さh								h<3m	-50		
							h≥3m								-100									h≥3m	-100		
															鉛直度Δ	±0.03hかつ ±300以内								鉛直度Δ	±0.03hかつ ±300以内		
															控え長さ (補強材の設計長)	設計値以上								控え長さ	設計値以上		
															延長L	-200								1施工箇所毎	延長L	-200	1施工箇所毎

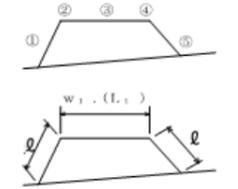
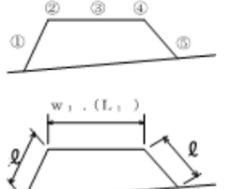
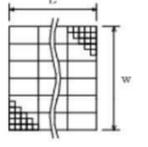
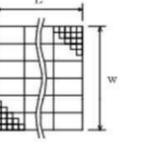
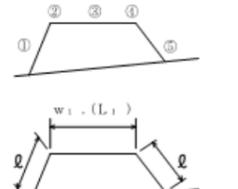
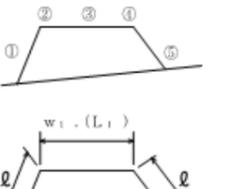
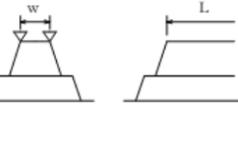
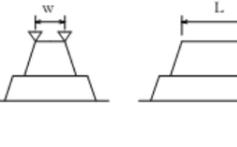
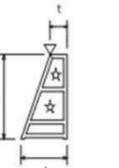
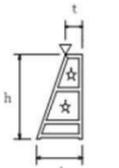
出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

出来形管理基準及び規格値
単位: mm

改定(令和7年4月)										現行(平成28年7月)																
編	章	節	条	枝	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	改定理由				
6	1	5	5		場所打コンクリート工	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。				6	1	5	5		場所打コンクリート工	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。				表現の統一		
						幅 w	-30											幅 w	-30							
						高さ h	-30											高さ h	-30							
						延長 L	-200											延長 L	-200							
6	1	5	6		海岸コンクリートブロック工	基準高▽	±50	ブロック個数40個につき1ヶ所の割で測定。基準高、延長は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。				6	1	5	6		海岸コンクリートブロック工	基準高▽	±50	ブロック個数40個につき1ヶ所の割で測定。基準高、延長は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。				表現の統一		
						ブロック厚 t	-20											ブロック厚 t	-20							
						ブロック縦幅w1	-20											ブロック縦幅w1	-20							
						ブロック横幅w2	-20											ブロック横幅w2	-20							
						延長L	-200											延長 L	-200							
6	1	6	4		海岸コンクリートブロック工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。				6	1	6	4		海岸コンクリートブロック工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			表現の統一 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」を追加			
						法長ℓ	ℓ<5m											-100	ℓ×(-2%)					法長ℓ	ℓ<5m	-100
							ℓ≥5m																		ℓ×(-2%)	法長ℓ
						厚さt	-50											厚さ t	-50							
延長L	-200	延長 L	-200																							
6	1	6	5		コンクリート被覆工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。				6	1	6	5		コンクリート被覆工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			表現の統一 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」を追加			
						法長ℓ	ℓ<3m											-50	ℓ≥3m					法長ℓ	ℓ<3m	-50
							ℓ≥3m											-100							ℓ≥3m	法長ℓ
						厚さt	t<100											-20	t≥100					厚さt	t<100	-20
							t≥100											-30							t≥100	厚さt
						裏込材厚t'	-50											裏込材厚 t'	-50							
延長L	-200	延長 L	-200																							
6	1	9	3		波返工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。				6	1	9	3		波返工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			表現の統一 図の変更			
						幅 w1, w2	-30											幅 w1, w2	-30							
						高さ h<3m h1, h2, h3	-50											高さ h<3m h1, h2, h3	-50							
						高さ h≥3m h1, h2, h3	-100											高さ h≥3m h1, h2, h3	-100							
						延長L	-200											延長 L	-200							

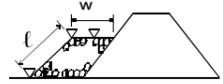
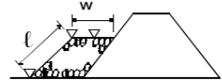
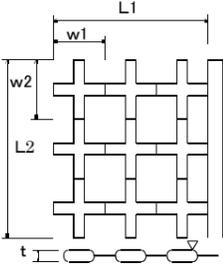
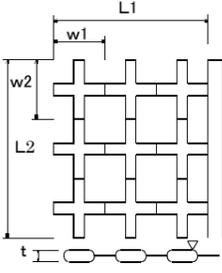
出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

出来形管理基準及び規格値
単位: mm

改定(令和7年4月)							現行(平成28年7月)							改定理由											
編	章	節	条	枝	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節		条	枝	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要			
6	河川	2	4	4	捨石工	基準高▽	本均し	±50	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。			6	河川	2	4	4	捨石工	基準高▽	本均し	±50	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。				
							表面均し	±100																	
							荒均し	異形ブロック据付面(乱積)の 高さ											±500						
								異形ブロック据付面(乱積) 以外の高さ											±300						
							被覆均し	異形ブロック据付面(乱積)の 高さ											±500						
						異形ブロック据付面(乱積) 以外の高さ		±300																	
						法長ℓ	-100	幅は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	法長ℓ	-100	幅は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。														
天端幅w1	-100		天端幅 w1	-100																					
天端長L1	-200		天端延長 L1	-200																					
6	河川	2	4	5	吸出し防止工	幅w	-300	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			6	河川	2	4	5	吸出し防止工	幅 w	-300	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。						
						延長L	-500										延長 L	-500							
6	河川	2	5	2	捨石工	基準高▽	異形ブロック据付面(乱積)の 高さ	±500	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。			6	河川	2	5	捨石工	基準高▽	異形ブロック据付面(乱積)の 高さ	±500	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。					
							異形ブロック据付面(乱積)以外の 高さ	±300										異形ブロック据付面(乱積)以外の 高さ	±300						
							法長ℓ	-100									幅は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。	法長ℓ	-100				幅は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。		
							天端幅w1	-100										天端幅 w1	-100						
							天端延長L1	-200										天端延長 L1	-200						
6	河川	2	5	5	海岸コンクリートブロック工	基準高▽	(層積)ブロック規格 26t未満	±300	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。延長は、センターラインで行う。			6	河川	2	5	5	海岸コンクリートブロック工	基準高▽	(層積)ブロック規格 26t未満	±300	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。延長は、センターラインで行う。				
							(層積)ブロック規格 26t以上	±500											(層積)ブロック規格 26t以上	±500					
							(乱積)	±ブロックの高さの1/2											(乱積)	±ブロックの高さの1/2					
							天端幅w	-ブロックの高さの1/2											天端幅 w	-ブロックの高さの1/2					
							天端延長L	-ブロックの高さの1/2											天端延長 L	-ブロックの高さの1/2					
6	河川	2	5	9	石砕工	基準高▽	厚さt	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			6	河川	2	5	9	石砕工	基準高▽	厚さ t	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。				
							高さh	h<3m											-50	高さ h				h<3m	-50
								h≥3m											-100	高さ h				h≥3m	-100
							延長L	-200										1施工箇所毎	延長 L	-200				1施工箇所毎	
						6	河川	2										5	10	場所打コンクリート工				基準高▽	幅 w
高さ h	-30	高さ h	-30																						
延長 L	-200	延長 L	-200																						

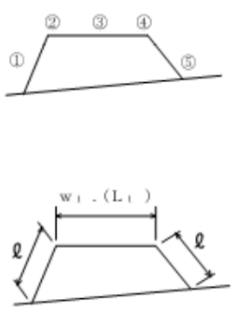
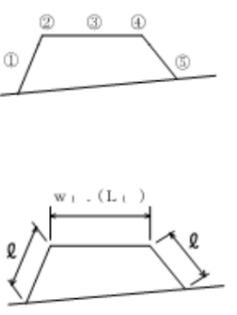
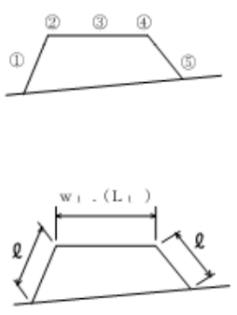
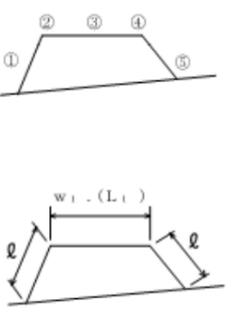
出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

出来形管理基準及び規格値
単位: mm

改定(令和7年4月)								現行(平成28年7月)								改定理由								
編	章	節	条	枝	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝		工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要		
6	2	6	2		捨石工	基準高▽ 異形ブロック据付面(乱積)の長さ	±500	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。				6	2	6	2		捨石工	基準高▽ 異形ブロック据付面(乱積)の長さ	±500	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。				
							±300												±300					
							法長 ℓ												-100					幅は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。
							天端幅 w												-100					
							天端延長 L												-200					
6	2	6	3		根固めブロック工	基準高▽	層積 ±300	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。				6	2	6	3		根固めブロック工	基準高▽	層積 ±300	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。				
							乱積 ±t/2												乱積 ±t/2					
							厚さ t												-20					
							幅 w1 w												層積 -20					1施工箇所毎
																			乱積 -t/2					
							延長 L1 L2												層積 -200					
																			乱積 -t/2					
							6												2					7
乱積 ±t/2	乱積 ±t/2																							
厚さ t	-20																							
幅 w1, w2	-20																							
延長 L1, L2	-200																							

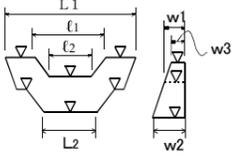
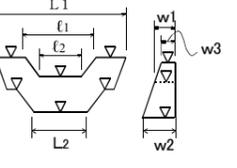
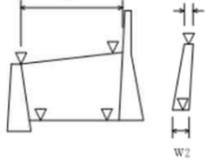
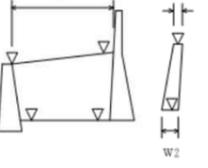
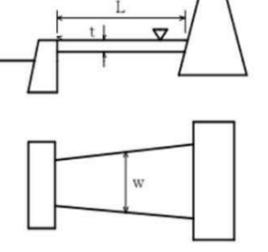
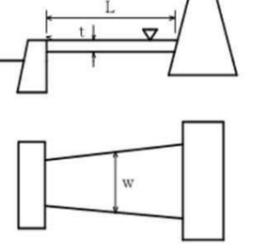
出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

出来形管理基準及び規格値
単位: mm

改定(令和7年4月)										現行(平成28年7月)																																			
編	章	節	条	枝	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	改定理由																							
6	河川	3	3	3	捨石工	基準高▽	本均し	±50	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。			6	河川	3	3	3	捨石工	基準高▽	本均し	±50	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。			表現の統一																					
							荒均し	異形ブロック付面(乱積)の高さ											±500																										
								異形ブロック付面(乱積)以外の高さ											±300																										
							被覆均し	異形ブロック付面(乱積)の高さ											±500																										
								異形ブロック付面(乱積)以外の高さ											±300																										
							法長φ	-100											幅は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。																										
							天端幅w1	-100																																					
							天端延長L1	-200																																					
							6	河川											3	3					3	捨石工	基準高▽	本均し	±50	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。			6	河川	3	3	3	捨石工	基準高▽	本均し	±50	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。			表現の統一
																												荒均し	異形ブロック付面(乱積)の高さ											±500					
異形ブロック付面(乱積)以外の高さ	±300																																												
被覆均し	異形ブロック付面(乱積)の高さ	±500																																											
	異形ブロック付面(乱積)以外の高さ	±300																																											
法長φ	-100	幅は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。																																											
天端幅w1	-100																																												
天端延長L1	-200																																												

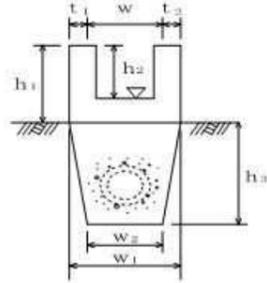
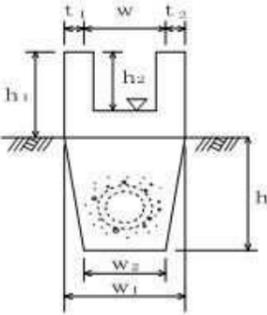
出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

出来形管理基準及び規格値
単位: mm

改定(令和7年4月)								現行(平成28年7月)																		
編	章	節	条	枝	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	改定理由				
7	1	8	4		コンクリート堰堤本体工	基準高▽	±30	図面の表示箇所にて測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、堤長の变化点で測定。				7	1	8	4	コンクリート堰堤本体工	基準高▽	±30	図面の表示箇所にて測定。					「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」を追加		
						天端部 堤幅	w1, w3 w2										-30	天端部 堤幅							w1, w3 w2	-30
						水通しの幅	l1, l2										±50	水通しの幅							l1, l2	±50
						堤長	L1, L2										-100	堤長							L1, L2	-100
7	1	8	6		コンクリート側壁工	基準高▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、堤長の变化点で測定。				7	1	8	6	コンクリート側壁工	基準高▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。				「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」を追加			
						幅	w1, w2										-30	幅						w1, w2	-30	
						長さ	L										-100	長さ						L	-100	
7	1	8	8		水叩工	基準高▽	±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所にて測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、堤長の变化点で測定。				7	1	8	8	水叩工	基準高▽	±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所にて測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。				「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」を追加			
						幅	w										-100	幅						w	-100	
						厚さ	t										-30	厚さ						t	-30	
						延長	L										-100	延長						L	-100	

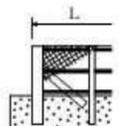
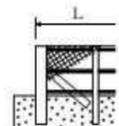
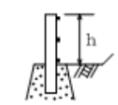
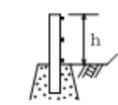
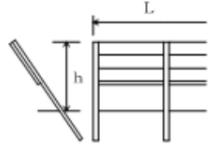
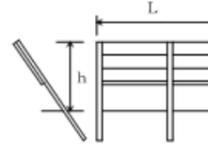
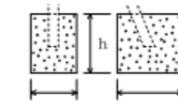
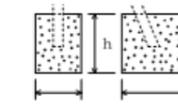
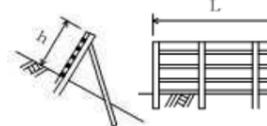
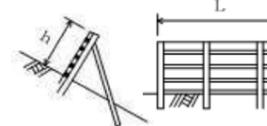
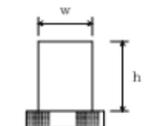
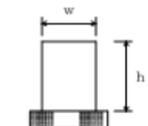
出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

出来形管理基準及び規格値
単位: mm

改定(令和7年4月)							現行(平成28年7月)							改定理由									
編	章	節	条	枝	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節		条	枝	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	
7	3	6	4		山腹明暗渠工	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。				7	3	6	4		山腹明暗渠工	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
						厚さt1, t2	-20											高さ h1, h2	-30				
						幅w	-30											深さ h3	-30				
						幅w1, w2	-50											延長L	-200				
						高さh1, h2	-30																
						深さh3	-30																
						延長L	-200																

出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

出来形管理基準及び規格値
単位: mm

改定(令和7年4月)										現行(平成28年7月)																							
編	章	節	条	枝	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	改定理由											
9	1	11	4		落石防止網工	幅w	-200	1施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。			9	1	11	4		落石防止網工	幅 w	-200	1施工箇所毎				「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」を追加										
						延長L	-200										延長 L	-200															
9	1	11	5		落石防護柵工	高さh	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。			9	1	11	5		落石防護柵工	高さ h	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。				「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」を追加										
						延長L	-200										延長 L	-200															
9	1	11	6		防雪柵工	高さh	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。			9	1	11	6		防雪柵工	高さ h	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。				「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」を追加										
						延長L	-200										延長 L	-200															
						基礎	幅 w1, w2										-30	基礎1基毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理高さh-30方法を用いることができる。							基礎	幅 w1, w2	-30	基礎1基毎		基礎	高さ h	-30	
9	1	11	7		雪崩予防柵工	高さh	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			9	1	11	7		雪崩予防柵工	高さ h	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。				表現の統一										
						延長L	-200										延長 L	-200															
						基礎	幅 w1, w2										-30	基礎1基毎							基礎	幅 w1, w2	-30	基礎1基毎		基礎	高さ h	-30	全数
						アンカー長ℓ	打込みℓ										-10%								アンカー長ℓ	埋込みℓ	-5%						
9	1	12	4		遮音壁基礎工	幅w	-30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			9	1	12	4		遮音壁基礎工	幅 w	-30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。				表現の統一										
						高さh	-30										高さ h	-30															
						延長L	-200										延長 L	-200						1施工箇所毎									

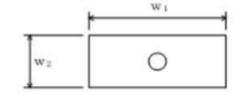
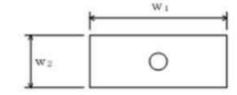
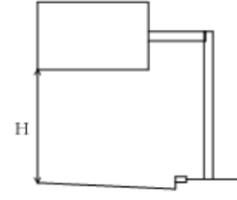
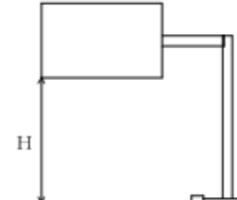
出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

出来形管理基準及び規格値
単位: mm

改定(令和7年4月)											現行(平成28年7月)																					
編	章	節	条	枝	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所	摘要	改定理由						
							個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10)											個々の測定値(X)		10個の測定値の平均(X10)										
							中規模以上	小規模以下	中規模以上											中規模以上	小規模以下	中規模以上										
9 道 路 編	2 舗 装	4 舗 装 工			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高▽	±50	—	基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長80m毎に1ヶ所測定。 ※両端部2点で測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。		9 道 路 編	2 舗 装	4 舗 装 工			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高▽	±50	—	基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長80m毎に1ヶ所測定。 ※両端部2点で測定する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。		9 道 路 編	2 舗 装	4 舗 装 工					コア採取についての削除 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」を追加	
						厚さ	t < 15cm	-30										-10	t < 15cm	-30												-10
							t ≥ 15cm	-45										-15	t ≥ 15cm	-45												-15
							幅	-100										—	幅	-100												—
9 道 路 編	2 舗 装	4 舗 装 工			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚さ	-9	-3	幅は、片側延長80m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所コアを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。		9 道 路 編	2 舗 装	4 舗 装 工			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚さ	-9	-3	幅は、片側延長80m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所コアを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。		9 道 路 編	2 舗 装	4 舗 装 工				コア採取についての削除 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」を追加		
						幅	-25	—										幅	-25	—												

出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

出来形管理基準及び規格値
単位: mm

改定(令和7年4月)										現行(平成28年7月)																				
編	章	節	条	枝	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	改定理由								
9	2	5	9		排水性舗装用路肩排水工	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。				9	2	5	9		排水性舗装用路肩排水工	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。				「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」を追加						
						延長L	-200	1ヶ所/1施工箇所 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。										延長L	-200	1ヶ所/1施工箇所										
9	2	7	4		踏掛版工 (コンクリート工)	基準高	±20	1ヶ所/1踏掛版				9	2	7	4		踏掛版工 (コンクリート工)	基準高	±20	1ヶ所/1踏掛版				表現の統一						
						各部の厚さ	±20	1ヶ所/1踏掛版										各部の厚さ	±20	1ヶ所/1踏掛版										
						各部の長さ	±30	1ヶ所/1踏掛版										各部の長さ	±30	1ヶ所/1踏掛版										
					踏掛版工 (ラバーシュー)	各部の長さ	±20	全数				(ラバーシュー)	各部の長さ	±20	全数															
						厚さ	—						厚さ	—																
					踏掛版工 (アンカーボルト)	中心のずれ	±20	全数				(アンカーボルト)	中心のずれ	±20	全数															
						アンカー長	±20	全数					アンカー長	±20	全数															
9	2	9	4	1	大型標識工 (標識基礎工)	幅w1, w2	-30	基礎一基毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。				9	2	9	4	1	大型標識工 (標識基礎工)	幅 w1, w2	-30	基礎一基毎				「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」を追加						
						高さh	-30																			高さ h	-30			
9	2	9	4	2	大型標識工 (標識柱工)	設置高さH	設計値以上	1ヶ所/1基 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。				9	2	9	4	2	大型標識工 (標識柱工)	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所/1基				「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」を追加						

出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

出来形管理基準及び規格値
単位: mm

改定(令和7年4月)							現行(平成28年7月)							改定理由																		
編	章	節	条	枝	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節		条	枝	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要										
9 道路編	3 橋梁下部	6 橋台工	8		橋台躯体工	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支便覧」による。 なお、従来管理のほか、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。 (アンカーボルト孔の鉛直度を除く)ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。				9 道路編	3 橋梁下部	6 橋台工	8		橋台躯体工	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支便覧」による。				「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」を追加アンカーボルト既定の追加図の新規追加								
						厚さt	-20											厚さt	-20													
						天端幅w1(橋軸方向)	-10											天端幅w1(橋軸方向)	-10													
						天端幅w2(橋軸方向)	-10											天端幅w2(橋軸方向)	-10													
						敷幅w3(橋軸方向)	-50											敷幅w3(橋軸方向)	-50													
						高さh1	-50											高さh1	-50													
						胸壁の高さh2	-30											胸壁の高さh2	-30													
						天端長Q1	-50											天端長Q1	-50													
						敷長Q2	-50											敷長Q2	-50													
						胸壁間距離Q	±30											胸壁間距離Q	±30													
						支間長及び中心線の変位	±50											支間長及び中心線の変位	±50													
						支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	計画高											+10~-20	支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値 の 平 面 位 置 は 咨 座 の 中 心 で は な く、 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き の 中 心 で 測 定。 ア ン カ ー ボ ル ト 孔 の 鉛 直 度 は 箱 抜 き を 橋 軸 方 向、 橋 軸 直 角 方 向 で 十 字 に 切 っ た 2 隅 で 計 測。								支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	計画高	+10~-20	支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	計画高	+10~-20
							平面位置											±20										平面位置	±20			
							アンカーボルト孔の鉛直度											1/50以下										アンカーボルト孔の鉛直度	1/50以下			

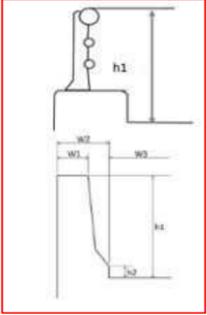
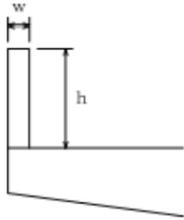
出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

出来形管理基準及び規格値
単位: mm

改定(令和7年4月)							現行(平成28年7月)							改定理由																															
編	章	節	条	枝	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節		条	枝	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要																							
9	3	7	9	1	橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。 (アンカーボルト孔の鉛直度を除く) ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する。				9	3	7	9	1	橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。				「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」を追加アンカーボルト既定の追加図の新規追加																					
						厚さt	-20											厚さt	-20																										
						天端幅w1 (橋軸方向)	-20											天端幅w1 (橋軸方向)	-20																										
						敷幅w2 (橋軸方向)	-50											敷幅w2 (橋軸方向)	-50																										
						高さh	-50											高さh	-50																										
						天端長l1	-50											天端長l1	-50																										
						敷長l2	-50											敷長l2	-50																										
						橋脚中心間距離 Q	±30											橋脚中心間距離 Q	±30																										
						支間長及び 中心線の変位	±50											支間長及び 中心線の変位	±50																										
						支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	計画高											+10~-20	支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値 の 平 面 位 置 は 沓 座 の 中 心 で は な く、 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き の 中 心 で 測 定。 ア ン カ ー ボ ル ト 孔 の 鉛 直 度 は 箱 抜 き を 橋 軸 方 向、 橋 軸 直 角 方 向 で 十 字 に 切 っ た 2 隅 で 計 測。								9	3	7	9	1	支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	計画高	+10~-20				9	3	7	9	1	支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	計画高	+10~-20
							平面位置											±20															平面位置	±20											
							アンカーボルト孔の鉛直度											1/50以下															アンカーボルト孔の鉛直度	1/50以下											

出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

出来形管理基準及び規格値
単位:mm

改定(令和7年4月)										現行(平成28年7月)															
編	章	節	条	枝	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	改定理由			
9	4	5	10	1	支承工 (鋼製支承)	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B: 支承中心間隔(m) 支承の平面寸法が300mm 以下の場合は、水平面の高低差を1mm 以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間(La,Lb)を計測し、支承据付時のオフセット量δを考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。詳細は、道路橋支承便覧参照。				9	4	5	10	1	支承工 (鋼製支承)	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B: 支承中心間隔(m) 支承の平面寸法が300mm 以下の場合は、水平面の高低差を1mm 以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間(La,Lb)を計測し、支承据付時のオフセット量δを考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。詳細は、道路橋支承便覧参照。				設計移動量の変更 水平度の規定変更	
						可動支承の移動 可能量 注2)	設計移動量以上												設計移動量 +10以上						
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)	コンクリート 橋											±5	鋼橋						4+0.5 ×(B- 2)
							コンクリート 橋												鋼橋						4+0.5 ×(B- 2)
						水平 度	橋軸方向											1/100							
							橋軸直角方向																		
						可動支承の橋軸方向のずれ 同一支承線上の相対誤差																			5
可動支承の移動量 注3)				温度変化に伴う 移動量計算値の 1/2以上																					
9	4	5	10	2	支承工 (ゴム支承)	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B: 支承中心間隔(m) 上部構造部材下面とゴム支承面との接触面及びゴム支承と台座モルタルとの接触面に肌すきが無いことを確認。 支承の平面寸法が300mm 以下の場合は、水平面の高低差を1mm 以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間(La,Lb)を計測し、支承据付時のオフセット量δを考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。詳細は、道路橋支承便覧参照。				9	4	5	10	2	支承工 (ゴム支承)	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B: 支承中心間隔(m) 上部構造部材下面とゴム支承面との接触面及びゴム支承と台座モルタルとの接触面に肌すきが無いことを確認。 支承の平面寸法が300mm 以下の場合は、水平面の高低差を1mm 以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間(La,Lb)を計測し、支承据付時のオフセット量δを考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。詳細は、道路橋支承便覧参照。				水平度の規定変更	
						可動支承の移動 可能量 注2)	設計移動量 +10以上												設計移動量 +10以上						
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)	コンクリート 橋											±5	鋼橋						4+0.5 ×(B- 2)
							コンクリート 橋												鋼橋						4+0.5 ×(B- 2)
						水平 度	橋軸方向											1/300							
							橋軸直角方向																		
						可動支承の橋軸方向のずれ 同一支承線上の相対誤差																			5
可動支承の移動量 注3)				温度変化に伴う 移動量計算値の 1/2以上																					
9	4	8	6	7	橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	天端幅w	-5~+10	1径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。 				9	4	8	6	7	橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	幅 w	-5~+10	1径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。 				図の変更 規格値の変更	
						地覆の幅w	-10~+20																		
						高さh1	-20~+30																		
						高さh2	-10~+20																		
						有効幅員w3	0~+30																		

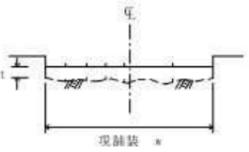
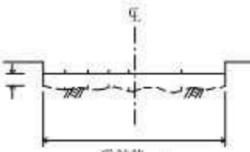
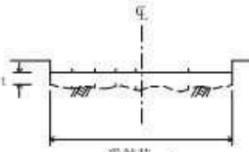
出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

出来形管理基準及び規格値
単位: mm

改定(令和7年4月)								現行(平成28年7月)														
編	章	節	条	枝	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要	改定理由
9	6	5	3		覆工コンクリート工	基準高▽(拱頂)	±50	(1)基準高、幅、高さは、施工40mにつき1ヶ所。 (2)厚さ (イ)コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (ロ)コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面(施工継手の位置)において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 (ハ)検測孔による巻厚の測定は図の(1)は40mに1ヶ所、(2)~(3)は100mに1ヶ所の割合で行う。 なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2ヶ所以上の検測孔による測定を行う。 ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の3分の1以下のもの。 なお、変形が収束しているものに限る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。			9	6	5	3	覆工コンクリート工	基準高▽(拱頂)	±50	(1)基準高、幅、高さは、施工40mにつき1ヶ所。 (2)厚さ (イ)コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (ロ)コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面(施工継手の位置)において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 (ハ)検測孔による巻厚の測定は図の(1)は40mに1ヶ所、(2)~(3)は100mに1ヶ所の割合で行う。 なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2ヶ所以上の検測孔による測定を行う。 ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の3分の1以下のもの。 なお、変形が収束しているものに限る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。			「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」を追加	
						幅 w(全幅)	-50															
						高さh(内法)	-50															
						厚さt	設計値以上															
						延長L	-															

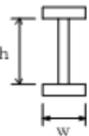
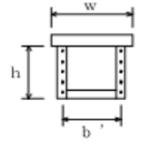
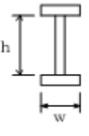
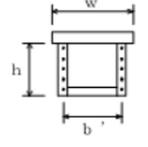
出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

出来形管理基準及び規格値 単位:mm

改定(令和7年4月)											現行(平成28年7月)																			
編	章	節	条	枝	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	摘要	改定理由						
							個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X10)											個々の測定値(X)	10個の測定値の平均(X10)										
9	14	4	5	1	切削オーバーレイ工	厚さt (切削)	-7	-2	厚さは40m毎に「現舗装高と切除後の基準高の差」「切除後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	9	14	4	5	切削オーバーレイ工	厚さ t	-9	厚さは40m毎に現舗装高と。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。		維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	厚さ規程の変更 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」を追加								
						厚さt (オーバーレイ)	-9																							
						幅w	-25																							
						延長 L	-100																							
						平坦性	-	3mプロフィールメーター(σ)2.4mm以下直読式(足付き) σ)1.75mm以下																						
9	14	4	5	1	切削オーバーレイ工 (面管理の場合) 厚さtまたは標高較差(切削)のみ	厚さt (標高較差) (切削)	-17 (17) (面管理として緩和)	-2 (2)	1. 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さtまたは標高較差(切削)を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 3. 厚さtまたは標高較差(切削)は、現舗装高と切除後の基準高との差で算出する。 4. 厚さ(オーバーレイ)は40m毎に「切除後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 5. 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。		維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	9	14	4	5	切削オーバーレイ工	厚さ t	-9												新規追加
						厚さt (オーバーレイ)	-9																							
						幅w	-25																							
						延長 L	-100																							
						平坦性	-	3mプロフィールメーター(σ)2.4mm以下直読式(足付き) σ)1.75mm以下																						

出来形管理基準及び規格値 新旧対照表

出来形管理基準及び規格値
単位: mm

改定(令和7年4月)										現行(平成28年7月)																
編	章	節	条	枝	工種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要	編	章	節	条	枝	工種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要	改定理由		
								鋼桁等	トラス・アーチ等											鋼げた等	トラス・アーチ等					
9	16	3	4		桁補強材製作工	フランジ幅 w(m) 腹板高 h(m) 腹板間隔b'(m)	$\pm 2 \dots w \leq 0.5$ $\pm 3 \dots 0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \dots 1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2) \dots 2.0 < w$	主桁・主構	各支点及び各支間中央付近を測定。	 I型鋼桁	 トラス弦材	9	16	3	4		桁補強材製作工	フランジ幅 w(m) 腹板高 h(m) 腹板間隔b'(m)	$\pm 2 \dots w \leq 0.5$ $\pm 3 \dots 0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \dots 1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2) \dots 2.0 < w$	主げた・主構	各支点及び各支間中央付近を測定。	 I型鋼げた	 トラス弦材			表現の統一